



# 筑紫駅西口区画整理 たより\_第94号



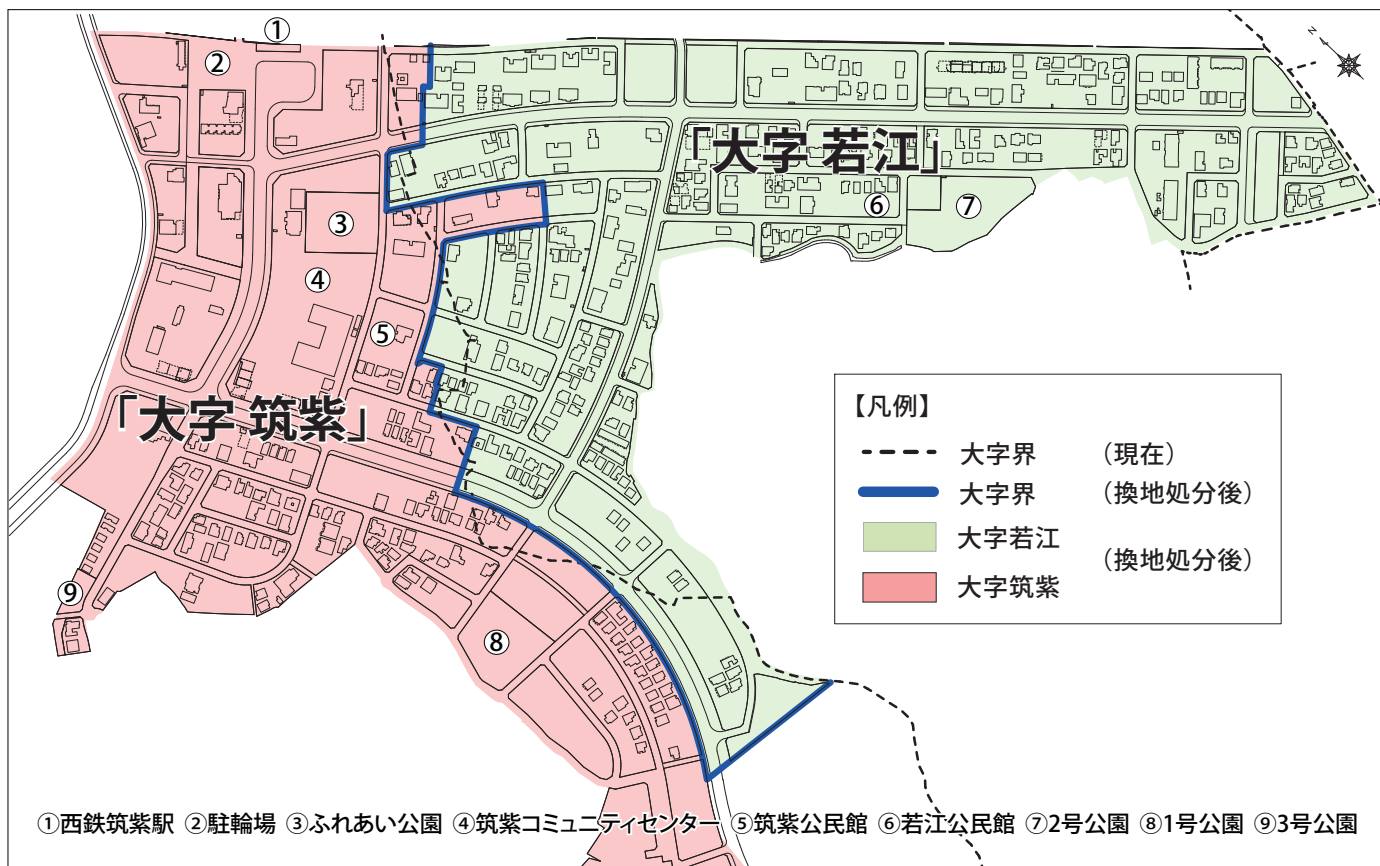
筑紫野市建設部区画整理課 〒 818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 ☎ (092) 923-1111 代表・FAX (092) 923-7979

## 区画整理事業区域内の町界(大字界)が変わります

筑紫駅西口土地区画整理事業区域内には「大字筑紫」と「大字若江」という二つの町(大字)がありますが、宅地造成工事が進み新しい街並みが形成されていく過程で、従来の町界(大字界)が現状の街並みと整合しなくなりました。

そこで、新しい街並みに見合った町界について筑紫区・若江区と協議を行い、下図のとおり見直すことになりました(町名は、「大字筑紫」と「大字若江」を引き続き使用します)。

この新しい町界は、今後、議会の承認を経て令和6年3月末に予定している「換地処分の公告」の翌日から適用されます。また、同じタイミングで事業区域内のすべての土地(換地や保留地)の地番や住所も一斉に変更されます。土地の新地番や新住所の詳細は、時期が近づきましたら皆様へ個別にお知らせしますので、もうしばらくお待ちください。



### 【住所を記載する際はご注意ください!!】

荷物や手紙などの宛先を記載する際は、『大字・〇〇番地(区画整理〇〇-〇〇)』の赤字部分まで必ず記載してください。赤字部分の記載がなくて「宛先に正しく届かない」、「配達先が分からない」という問い合わせが増えています。お心あたりのある方はご注意ください。

# 仮換地の指定と使用収益の開始が進みました

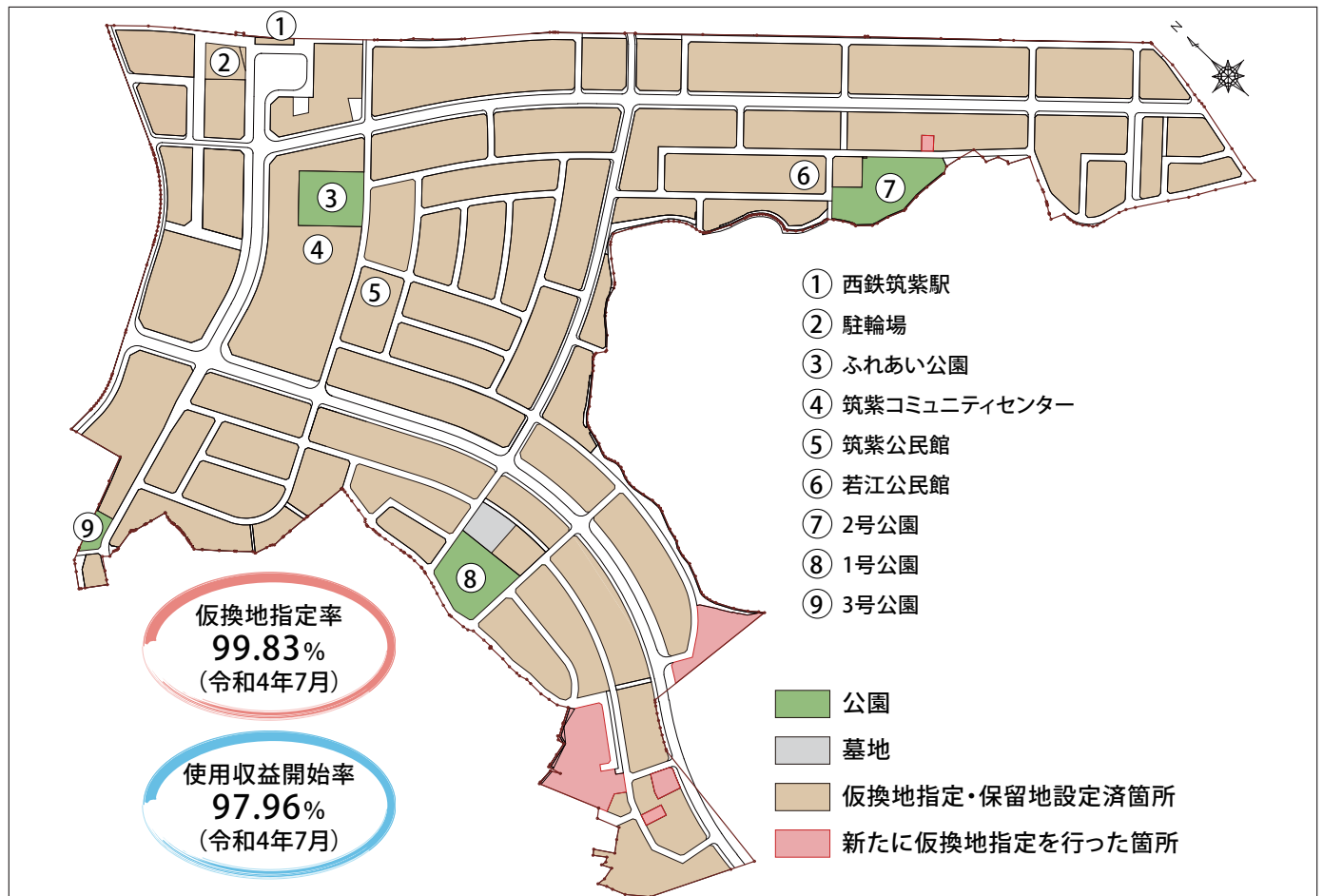
7月4日に第45回筑紫駅西口土地区画整理審議会を開催し、仮換地指定について意見を求めました。その結果、原案のとおり指定を行うことになり、仮換地指定率が99.83%に達しました。

また、都市計画道路「筑紫原田線」の全線開通後、この路線の周辺に位置する仮換地や保留地の使用収益の開始が進み、7月末時点で使用収益開始率が97.96%になる予定です。

今年度は、仮換地指定率・使用収益開始率ともに100%達成を目標に取り組んでまいります。

【仮換地指定率・使用収益開始率の推移】

時期	指定率 (%)	開始率 (%)
令和3年3月末	95.32	88.11
令和4年3月末	96.97	93.32
令和4年7月末	99.83	97.96



## あなたの土地、草刈はお済みですか？

区画整理課では、近隣住民からの情報提供や現場巡視などに基づき、早急な草刈りが必要と判断した場合は、環境課と連携して未利用地（空地）の所有者へ通知を行い、速やかな対応を促しています。

未利用地（空地）の所有者におかれましては、通知があった際は速やかに対応していただくとともに、そうなる前に早め早めの草刈りをお願いします。また、草は春から秋にかけて何度も生い茂るため、この時期は特に、反復的かつ継続的な草刈りを実施してください。

### ご自身での草刈り作業が難しいときは・・・

シルバー人材センターや造園業者に草刈り作業を依頼することができます。遠方にお住まいの方やご自身での作業が難しい場合は、直接連絡していただくか、区画整理課へお問い合わせください。

◆筑紫野市シルバー人材センター ☎ (092)919-7755 筑紫野市岡田3丁目11-1

◆筑紫野市造園協力会（会長：柴田造園） ☎ (092)926-0172 筑紫野市大字筑紫184-6